

(別紙注意書)

測量等業務の簡便型及び地域密着型総合評価入札においては、技術点に関する調書（様式第1号～第2号）の記載誤りにより失格となる場合があります。

様式第1号～第2号の記載にあたっては、下記に充分留意してください。

#### 記

##### 1 会社技術者点数

鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知）第5条第2項第2号に規定する技術者状況調査に基づく報告を行い、入札書提出期間に応じた県に登録されている発注業種及び部門・分野に合った会社技術者点数の最新のデータを記載すること。

##### 2 記載誤り等による失格の条件

開札後における事後審査において、技術点に関する調書（様式第1号～第2号）の記載に誤りがあった場合で、技術点数が減となる時は失格になることがあります。なお、開札後の事後審査において確認された点数等の増は行いません。

また、配置予定技術者の手持ち業務の状況において業務件数が不足している場合においても失格となります。